

モビリティ: タックスアラート

2019年2月

オーストラリア

シングル タッチ ペイロールは、オーストラリア駐在中の従業員に対する報酬データの正確性に焦点を当てます。

エグゼクティブサマリー

雇用主は適用延期が認められた場合を除き、2018年7月1日から従業員に対しシングル タッチ ペイロール(STP)を適用しなければなりません。この制度では、従業員に対する給与支払いの時点において、給与に関する特定の情報をオーストラリア国税庁(ATO)に対してリアルタイムに報告することが求められます。

ATOでは、オーストラリア駐在中の従業員に対する給与の支払い方法が複雑であることを考慮の上、外国籍の従業員に対する給与支払いの報告については、2019年6月30日までSTPの適用外としています。ただし、この措置の適用条件は以下の通りになります。

- ▶ 当該従業員の雇用主が、オフショア企業体であること(例:オーストラリア税法上非居住者である企業体)
- ▶ 当該従業員が、オーストラリアに出向されていること
- ▶ 当該従業員の基本給の全体または一部およびその他の報酬が、オフショア企業体から支払われていること
- ▶ 当該従業員に対して、シャドーペイロールが設定されていること。シャドーペイロールの具体例としては、納税および社会保障制度上の責務を果たすために名目上の給与明細が存在し、社内において年末調整および納税保護関連ポリシー(Internal tax equalization and protection policy)が定められていることが挙げられます。より承認されない可能性がある。

主な課題

国籍の従業員およびオーストラリアの居住者で海外で勤務する従業員へのシャドーペイロールに関する報告要件について最新情報を発表しました。この新しいアプローチは2019年7月1日から適用され、ATOのウェブサイト上でまもなく正式発表される予定です。

- ▶ オーストラリア国税庁長官は、シャドーペイロールの算定に要する時間を考慮すると同時に、合理的な範囲内の正確性を期するための救済措置として、法律で定められた報告期限を最大1カ月継続的に延長する。これにより、シャドーペイロールに基づく給与支払いについては、支払われた月の翌月にATOに報告すれば罰金は課せられない。
- ▶ さらに、シャドーペイロールに基づいて雇用されている外国籍従業員の場合は、STPの年末調整の提出期限が、2019/20会計年度のみ2020年9月14日に延長される。
- ▶ また、オーストラリアを拠点とする雇用主は上記の1カ月間の猶予期間が与えられることによりPay-As-You-Go Withholding (PAYGW)システムを遵守が可能となるため、STPのみを理由としたPAYGWの支払額を変更することは認められないことが確認された。つまり、従来認められていた支払額の変更を含む一部の取決めは、今後ATOにより承認されない可能性がある。



PAYGW支払額の変更が引き続き承認される可能性が高い例としては、一般に以下が挙げられます。

- ▶ 当該の外国企業が、オーストラリア国内に拠点を持っていない
- ▶ 少数の従業員による短期任務
- ▶ 給与課は、すべて外国に所在する
- ▶ 当該の外国企業がオーストラリア国内で源泉徴収業務を行うことは、業務運営上過剰な負担となる

PAYGW支払額の変更が認められていた企業の業務環境が変化した場合（例：将来オーストラリア国内に拠点を設けた場合）、当該企業はSTP要件を遵守しなければならない点に留意してください。

▶ STPにおける海外収入の報告

オーストラリア税法上の国内居住者が海外赴任中である場合、その海外勤務に対して支払われた給与所得は、当該従業員が最終的に海外赴任先における納税義務を負うと予想される場合、通年単位で海外収入として報告する必要があります。

一方、従業員における海外勤務の期間が、赴任地で納税義務が発生する期間を下回る場合、雇用主は引き続き当該従業員に対する給与を通常の給与として扱い、PAYGペイメントサマリー上で報告する必要があります。当該従業員の赴任期間が最終的に納税義務が発生する期間を超えてしまった場合、年初から現在まで（YTD）の給与所得および当該期間におけるPAYGの源泉徴収分を海外収入として再分類し、さらにYTDの支払済み外国税に関する修正をYTDの報告で行わなければなりません。

オーストラリアでの勤務に対して海外の給与課から支払われた給与所得は、オーストラリア国内で得た所得と見なされるため、STP上海外雇用による所得として報告してはなりません。

▶ 私たちが提供する支援

多くの雇用主にとって、オーストラリア赴任者への給与支払いに関する最大の課題は、複数のデータソースを管理し、コンプライアンスを徹底するために信頼できる報告体制を維持すると共に、赴任者に対する透明性を維持することです。多くの企業のモビリティ担当チームでは、この課題に取り組むのに必要な業務リソース、プロセス、および技術が不足しているため、雇用主および従業員による報告が適切に行われていない、その内容が正確でない、あるいは源泉徴収の納税が遅れるというリスクが常に存在しています。コンプライアンスの遵守を怠った場合、非常に大きなコストが発生する可能性があり、これらの問題点は企業の業務を混乱させ、名声を毀損するリスクをもたらします。STPの導入により、企業はより早くより正確なデータを求められています。

EYが提供するエンドツーエンドのグローバル報酬サービス（GCS）ソリューションは、雇用主が本国および海外の双方のロケーションでの納税および社会保障制度上の報告要件を遵守する一助となるように設計されています。これにより罰金が課されるリスクを最小化できるだけでなく、グローバル全体の報酬データを継続的かつリアルタイムに集計することができます。当該データは一貫したプロセスに基づいて収集、検証されます。私たちはこれに基づき、毎月ベースで支払うべき所得税および社会保障料を算出すると同時に、STP要件に基づくYTDの支払分を継続的に調整するだけでなく、給与支払部門に適切な指示を送り、詳細な報告および業務関連のアナリティクスを提供します。また、これら一連のプロセスを自動化することにより、データの正確性を維持し、エラーや見落としのリスクを最小限に抑えながら、業務関連および規制関連の短い期限に対応することができます。

▶ 次のステップ

雇用主は、オーストラリア国内で勤務する外国籍の従業員や、税法上オーストラリアの居住者として海外赴任する従業員の報告業務を行うにあたり、海外から支給される給与に対しても確実にSTPの報告期限を厳守する責任を負います。

シャドーペイロールの対象となる従業員についてSTPIにスムーズに移行するために、雇用主が早急に検討すべき項目は以下のようになります。

- ▶ 社内の関係部署あるいは税務サービスプロバイダーと連携して、海外における給与および福利厚生データを適時に取得できるプロセスを策定する
- ▶ シャドーペイロールに関する指示を十分な余裕を持って受領できるように、税務サービスプロバイダーと連携してスケジュールやプロセスを定める
- ▶ 海外との社会保障制度関連の取り決めに基づき、年金の重複負担が発生しないよう、適用証明書を事前に申請する

貴社におけるニーズに最適なエンドツーエンドの報酬関連サービスについて検討されている場合は、ぜひEYの現地アドバイザーあるいは以下の担当者にお気軽にご連絡ください。

EY Australia Japan Business Services (JBS)

National



菊井隆正 Takamasa Kikui
Partner
JBS APAC/Oceania Leader
+61 2 9248 5986
takamasa.kikui@au.ey.com

Sydney



篠崎純也 Junya Shinozaki
Director
JBS NSW Leader
+61 2 9248 5739
junya.shinozaki@au.ey.com



新井泰弘 Hiro Arai
People Advisory Services
+61 2 9694 5882
Hiro.arai@au.ey.com



石川達仁 Tatsuhiro Ishikawa
Partner, Assurance
+61 2 9276 9339
tatsuhiro.ishikawa@au.ey.com

Sydney/Brisbane



渡辺登二 Toni Watanabe
Director, Tax
+61 2 9248 4771
toni.watanabe@au.ey.com



カーンズ裕子 Yuko Kearns
Director, Tax
+61 2 9248 5518
yuko.kearns@au.ey.com

Perth



井上恵章 Shigeaki Inoue
Director, Tax
JBS Perth Leader
+61 8 9217 1296
shigeaki.inoue@au.ey.com



パトリック ジャイルズ・ジョーンズ
Patrick Giles-Jones
Director, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170
patrick.giles-jones@au.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2019 EYGM Limited. All Rights Reserved.
EYG no.000774-19Gbl

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

ey.com